

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- 無線局を開設しようとする者は、 A なければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。
- (1) B で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 C のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が D である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 C のみを使用するもの
- (4) 電波法第27条の18（登録）第1項の登録を受けて開設する無線局

A	B	C	D
1 あらかじめその旨を総務大臣に届け出	小規模な無線局	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	0.01ワット以下
2 あらかじめその旨を総務大臣に届け出	発射する電波が著しく微弱な無線局	適合表示無線設備	1ワット以下
3 総務大臣の免許を受け	発射する電波が著しく微弱な無線局	適合表示無線設備	1ワット以下
4 総務大臣の免許を受け	発射する電波が著しく微弱な無線局	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	1ワット以下
5 総務大臣の免許を受け	小規模な無線局	適合表示無線設備	0.01ワット以下

A－2 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請期間について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 固定局及び陸上移動業務の無線局の免許の有効期間は、5年とする。
- ③ 地上基幹放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）の免許の有効期間は、 B とする。
- ④ ②の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期（注）に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、②の規定にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までとする。
- 注 陸上移動業務の無線局にあっては、毎年一の別に告示で定める日とする。
- ⑤ ②の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない（注）。
- 注 無線局免許手続規則第17条（申請の期間）第1項ただし書及び同条第2項において別に定める場合を除く。

A	B	C
1 5年を超えない範囲内	当該放送の目的を達成するために必要な期間	3箇月以上6箇月
2 5年を超えない範囲内	当該放送のための周波数の使用が可能な期間	1箇月以上3箇月
3 10年を超えない範囲内	当該放送のための周波数の使用が可能な期間	3箇月以上6箇月
4 10年を超えない範囲内	当該放送の目的を達成するために必要な期間	1箇月以上3箇月

A－3 固定局及び陸上移動業務の無線局の免許後の変更に関する次の記述のうち、電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（注）。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- 注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 2 無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- 3 総務大臣は、無線局の免許人が識別信号、電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 4 無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた無線局の免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が電波法第17条（変更等の許可）第1項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－4 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の A 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて B を与えるものであってはならない。
- ③ ②に規定する副次的に発する電波が B を与えない限度は、受信空中線と C の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が D 以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

A	B	C	D
1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障	電氣的常数	4ナノワット
2 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障	利得及び能率	4ナノワット
3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障	電氣的常数	40ナノワット
4 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障	利得及び能率	4ナノワット
5 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障	電氣的常数	40ナノワット

A－5 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の A 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(5)までに掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) B 周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 C のもの
- (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- (4) D において使用されるもの
- (5) その他電波法施行規則第11条の3（周波数測定装置の備付け）各号に定めるもの

A	B	C	D
1 許容偏差の2分の1	26.175MHzを超える	10ワット以下	標準周波数局
2 許容偏差の2分の1	26.175MHzを超える	50ワット以下	特別業務の局
3 許容偏差の2分の1	26.175MHz以下の	10ワット以下	標準周波数局
4 許容偏差の4分の1	26.175MHz以下の	10ワット以下	標準周波数局
5 許容偏差の4分の1	26.175MHzを超える	50ワット以下	特別業務の局

A－6 人工衛星局の条件に関する次の記述のうち、電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- 2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- 3 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.5度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- 4 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A－7 電波の周波数に関する次の用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- 2 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- 3 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率で表す。
- 4 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。

A－8 電波の強度（注1）に対する安全施設、高圧電気（注2）に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 電波の強度とは、電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。

2 高圧電気とは、高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が出入りする^{おそれ}のあるいかなる場所も含む。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの無線局の無線設備については、この限りでない。
 - (1) 平均電力が1ワット以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動業務の無線局の無線設備
 - (3) 電波法施行規則第21条の3（電波の強度に対する安全施設）第1項第3号又は第4号に定める無線局の無線設備
- 3 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。
- 4 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
 - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
 - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

A－9 送信設備の空中線電力の許容偏差に関する次の記述のうち、無線設備規則（第14条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限30パーセントとする。
- 2 中波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限5パーセント、下限10パーセントとする。
- 3 道路交通情報通信を行う無線局（2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。）の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限50パーセントとする。
- 4 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限80パーセントとする。

A－10 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 4 総務大臣は、電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A－11 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。
- (1) 空中線の **A** がなるべく大であること。
- (2) 整合が十分であること。
- (3) 満足な **B** が得られること。
- ② 空中線の **B** は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) **C** の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- (4) **D** よりの輻射

	A	B	C	D
1	絶対利得	輻射特性	水平面	給電線
2	絶対利得	輻射特性	垂直面	送信装置
3	利得及び能率	指向特性	垂直面	給電線
4	利得及び能率	指向特性	水平面	給電線
5	利得及び能率	輻射特性	水平面	送信装置

A－12 次の記述は、非常通信及び非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第52条及び第74条）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が **A** において、 **B** を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 非常通信の取扱いを開始した後、 **B** の状態が復旧した場合は、 **C** 。
- ③ 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が **A** においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を **D** ことができる。

	A	B	C	D
1	発生し、又は発生する おそれ 虞がある場合	電気通信業務の通信	速やかにその取扱いを停止 しなければならない	無線局に行わせる
2	発生し、又は発生する おそれ 虞がある場合	有線通信	その取扱いを停止すること ができる	無線局に行くことを 要請する
3	発生し、又は発生する おそれ 虞がある場合	有線通信	速やかにその取扱いを停止 しなければならない	無線局に行わせる
4	発生した場合	電気通信業務の通信	その取扱いを停止すること ができる	無線局に行くことを 要請する
5	発生した場合	有線通信	速やかにその取扱いを停止 しなければならない	無線局に行くことを 要請する

A－13 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信
2 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を有しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信 又は非常通信
3 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信 又は非常通信
4 他の無線局	妨害を与えない機能を有しなければ	遭難通信

A－14 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 B を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き C 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により、無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) ①の規定による無線局の運用の停止の命令又は運用許容時間、 B の制限に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し D に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C	D
1 3箇月	周波数若しくは空中線電力	6箇月	罰金以上の刑
2 6箇月	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	1年	懲役
3 3箇月	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	1年	懲役
4 6箇月	周波数若しくは空中線電力	6箇月	罰金以上の刑
5 3箇月	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	6箇月	罰金以上の刑

A－15 無線局を運用する場合における免許状又は登録状に記載された事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

B－1 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、 ア ならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 イ にその免許状を ウ しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、固定局の無線設備については、空中線を撤去すること（空中線を撤去することが困難な場合にあっては、 エ を撤去すること。）。
- ⑥ ④の規定（電波法第78条）に違反した者は、 オ に処する。

- | | | | |
|--------------------|-----------------------|------|-----------------|
| 1 総務大臣の許可を受けなければ | 2 3箇月以内 | 3 返納 | 4 送信機 |
| 5 その旨を総務大臣に届け出なければ | 6 1箇月以内 | 7 廃棄 | 8 送信機、給電線又は電源設備 |
| 9 30万円以下の罰金 | 10 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 | | |

B－2 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り ア の変化によって イ ものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り ウ の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る エ によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- ④ 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ オ を行って決定されているものでなければならない。

- | | | | |
|-----------------|------------|---------------|-------|
| 1 電圧又は電流 | 2 電源電圧又は負荷 | 3 影響を受けない | |
| 4 発振周波数に影響を与えない | 5 気圧 | 6 外囲の温度若しくは湿度 | |
| 7 環境の急激な変化 | 8 振動又は衝撃 | 9 試験 | 10 調整 |

B－3 次の記述は、主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定により ア 主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- ② ①の総務省令で定める職務は、次のとおりとする。
- (1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を イ こと。
- (2) 無線設備の ウ を行い、又はその監督を行うこと。
- (3) エ を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- (4) 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し オ に対して意見を述べること。
- (5) その他無線局の無線設備の操作の監督に関し必要と認められる事項

- | | | | | | |
|----|---------------------|---|-------------|---|-------------|
| 1 | その選任について総務大臣の許可を受けた | 2 | その選任の届出がされた | 3 | 推進する |
| 4 | 立案し、実施する | 5 | 変更の工事 | 6 | 機器の点検若しくは保守 |
| 7 | 無線業務日誌その他の書類 | 8 | 無線業務日誌 | 9 | 総務大臣 |
| 10 | 免許人又は登録人 | | | | |

B－4 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- ア 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- イ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ウ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- エ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- オ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

B－5 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は当該無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- イ 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- ウ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- エ 人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- オ 無線局の通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。